

(2) 汚染井戸周辺地区調査

調査の種類	地区番号	所在地	カドミウム	鉛	砒素	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン		トランス-1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	
												シス-1,2-ジクロロエチレン	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
汚染井戸周辺地区調査	1110	与謝野町	<0.0003	<0.005																		0.13	0.12	<0.01	<0.08			
	1110	与謝野町	<0.0003	<0.005																		0.86	0.85	<0.01	<0.08			
	1210	与謝野町	<0.0003	<0.005																		0.26	0.25	<0.01	0.10			
	3827	京都市				<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.002	<0.002	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001									
	3827	京都市				<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.002	<0.002	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001									
	3827	京都市				<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.002	<0.002	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001									
	5234	木津川市	<0.0003	<0.005	<0.005																	<0.002						<0.1
	5234	木津川市	<0.0003	<0.005	<0.005																	<0.002						<0.1
	6240	向日市						<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.002	<0.002	<0.1	<0.0006	0.001		0.008										
	6241	向日市						<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.002	<0.002	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001											

(注1) 単位はmg/Lである。

(注2) クロロエチレンは、平成28年3月29日付け環境省告示第31号に基づき、平成29年4月1日より「塩化ビニルモノマー」から名称が変更された。